

SPring-8/SACLA 共用データシステムに関する 実験データ保持ポリシー

令和 2 年 2 月 22 日

令和 2 年 3 月 3 日改訂

令和 8 年 9 月 1 日改訂

SPring-8 データ・ネットワーク委員会

第 1 条(目的)

大型放射光施設 SPring-8 および X 線自由電子レーザー施設 SACLA(以下「SPring-8/SACLA」という。また、SPring-8/SACLA を運営する機関を「施設者」という。)では、世界最高性能の放射光を利用した様々な研究開発が行われている。検出器等の高性能化を含む利用実験の高度化により、今後、実験データが飛躍的に増大していく見込みである。

2 施設者は、重要な知的財産である実験データを有効に利活用するための共用データシステムを整備し、データを適切に管理する必要がある。

3 このため、SPring-8/SACLA の共用データシステムにおける実験データ保持に関する基本的な方針(ポリシー)を以下の通り定める。

第 2 条(対象とする実験データおよびその取扱い)

本ポリシーの対象とするデータは、電磁的方式によって共用データシステムに記録されたものとする。

2 前項のデータの種類および取扱いは、次の通りとする。

(1) データの種類

データ A : 光源の性能等、施設機器モニターにより測定されたデータ

データ B : 実験ユーザが持ち込む試料に由来する測定データ
試料に関わるメタ情報も含む。

データ C : 実験ユーザがデータ B を計算機処理等により加工した
2 次データ

(2) データの管理および利用権限

データ A については施設者が管理するものとし、施設者はこれを利用する権限を有する。データ B とデータ C については、実験ユーザが管理および利用する権限を有する。ただし、実験ユーザは、施設者から提供されたデータ A を、データ B またはデータ C のデータフォーマット内に記録し、

これを利用および保持することができる。

第3条(データ保持の責任)

施設者から提供されたデータの管理等すべての責任は、実験ユーザが属する組織のデータ管理ポリシーに従って、実験ユーザが負うものとする。

2 施設者の人的および予算的リソースの制約によりデータ保持を保証することは現実的に不可能であるため、実験ユーザは、施設者がデータ保持を保証できないことに留意して施設者の共用データシステムを利用しなければならない。

第4条(共用データシステムの整備および運用)

施設者は、データの効率的な利活用のために、施設者の人的および予算的リソースに応じて各種共用データシステムを整備しなければならない。

2 施設者は、共用データシステム毎にデータの保持期限、容量制限、利用期限等(以下「各種制限」という)を定めることができる。

3 施設者は、各種制限を定める場合は、ホームページ等でそれを公開しなければならない。

4 施設者は、施設者の人的および予算的リソースおよび利用状況等に応じて各種制限を変更することができる。

5 施設者は、各種制限を変更する場合は、実験ユーザに速やかに周知しなければならない。

6 SPring-8 データ・ネットワーク委員会が「大量データを扱う共用データシステム」と認定する場合、施設者は別紙に定めるガイドラインに沿ってそのデータシステムを運用する。

第5条(本ポリシーの改訂)

SPring-8 データ・ネットワーク委員会の多数決により本ポリシーを改訂することができる。

2 前項の規定にかかわらず、SPring-8 データ・ネットワーク委員会の1名以上の委員が緊急を要すると認める場合は、委員の過半数の賛成を電子メール等により得ることで本ポリシーを改訂することができる。

附則

本ポリシーによるデータ保持の運用を令和2年5月1日より開始する。

別紙

大量データを扱う共用データシステムの運用ガイドライン

第1条(基本的な考え方)

大量データを扱う共用データシステムについては、データの効率的な処理のため、データシステムに階層が必要であることから、施設者は次の運用を行うこととする。

i. 共用データシステムの階層

共用データシステムは、短期保存用の高速ストレージ(ディスク装置等)、中期保存用の中速ストレージ(ディスク装置等)、長期保存用の低速ストレージ(テープ装置等)の3階層からなる。施設者は、この3階層を利用して、データAとデータBを適切に管理する。実験ユーザは、施設者に申請することにより、データCを中速および低速ストレージに保持することができる場合がある。

ii. 保持期限の原則

中速ストレージのデータ保持期限は、成果公開期限を考慮して施設者が定める。高速および低速ストレージの保持期限は、その容量に応じて施設者が定める。保持期限を過ぎたデータは、施設者により通知なく消去される。

iii. 容量制限

中速および低速ストレージで各実験ユーザが利用できるデータ容量は、全容量を考慮して施設者が定める。

iv. ユーザアカウント

ユーザは、外部ネットワークから中速ストレージのデータにアクセスできる。そのための実験ユーザのアカウントの利用期限は、成果公開期限を考慮して施設者が定める。

第2条(本ガイドラインの改定)

SPring-8 データ・ネットワーク委員会の多数決により本ガイドラインを改訂することが出来る。

2 前項の規定にかかわらず、SPring-8 データ・ネットワーク委員会の1名以上の委員が緊急を要すると認める場合は、委員の過半数の賛成を電子メール等により得ることで本ガイドラインを改訂することができる。